

令和元年12月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うちガスこんろ(LPガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 2件
(うち電動アシスト自転車1件、美顔器1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 16件
(うちIH調理器1件、エアコン(室外機)2件、電動リフト1件、電気ひざ掛け1件、電動アシスト自転車4件、LEDランプ(環形)1件、自転車5件、イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません(管理番号:A201800295、A201900036を除く)。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 鈴木、柳川、牧野

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900911	令和元年11月11日	令和元年12月9日	ガスこんろ(LPガス用)	C3S05PWA(株式会社ノーリツブランド:型式N3S05PWASKE TSC)	株式会社ハーマン(株式会社ノーリツブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月28日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800295	平成30年8月1日	平成30年8月17日	電動アシスト自転車	Bicycle-454assist	日本タイガー電器株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品のバッテリーを充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、バッテリーのリチウムイオン電池セルの負極出力配線と隣接する正極側連結タブが接触して短絡したため、電池セルが熱暴走して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しいため、出力配線が接触した原因の特定には至らなかった。	大阪府	平成30年8月21日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900036	平成31年2月17日	平成31年4月11日	美顔器	YouTHRON	株式会社ヴァリュゲイツ(現 株式会社アグレックス)(輸入事業者)	火災	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、メイン基板のICが異常発熱し、焼損したものと推定されるが、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	岐阜県	平成31年4月16日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900907	令和元年11月24日	令和元年12月9日	IH調理器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A201900908	令和元年11月11日	令和元年12月9日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	製造から20年以上経過した製品 令和元年11月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月29日
A201900909	令和元年10月20日	令和元年12月9日	電動リフト	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品のスロープが外れ、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月6日
A201900910	令和元年11月28日	令和元年12月9日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福井県	製造から10年以上経過した製品 令和元年12月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900912	令和元年11月2日	令和元年12月10日	電気ひざ掛け	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福井県	令和元年12月12日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900913	令和元年10月3日	令和元年12月10日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月27日
A201900914	平成31年2月13日	令和元年12月10日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品をスタートしようとしたところ、自転車に衝突し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月26日
A201900915	令和元年9月10日	令和元年12月10日	LEDランプ(環形)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年12月3日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900916	平成28年2月27日	令和元年12月10日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、フロントキャリアが破損し、前かごが前輪と接触、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年3月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900917	平成19年7月6日	令和元年12月10日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成19年7月18日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900918	平成19年3月28日	令和元年12月10日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、後輪がロックし、転倒、両腕を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成19年6月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900919	平成29年9月21日	令和元年12月10日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、チェーンが外れ、転倒、腹部を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	新潟県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年10月3日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900920	平成29年1月10日	令和元年12月10日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルが破断し、左手を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年1月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900921	令和元年6月16日	令和元年12月10日	イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年11月28日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900922	平成28年11月19日	令和元年12月11日	自転車	重傷1名	子供(8歳)が当該製品で下り坂を走行中、ブレーキが効かず、壁に衝突し、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年3月13日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900923	平成19年7月	令和元年12月11日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品に乗車しようとしたところ、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは平成20年1月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

美顏器 (管理番号:A201900036)

